

1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成19年1月22日（月）
開催場所	本館6階 大会議室
開催時間	午前10時00分
出席委員	角田 委員長 寺前 委員長職務代理者 篠原 委員 百瀬 委員 森 委員（教育長）
出席職員	・ 異教育次長・中原学校教育推進長・藤田部長・斉藤次長・長原次長・川田次長・山田次長・石田次長・松村次長・松岡課長・橋本課長・藤井課長・下司課長・竹内課長・谷口館長・蒲生館長・宮本館長・岸本課長・浅田参事

【委員長】 それでは、ただいまより1月の定例教育委員会を開催いたします。

まず初めに12月の定例教育委員会の会議録につきまして審議をいたします。委員の先生方、何かご質疑がございますでしょうか。

【全議員】 異議なし。

【委員長】 全委員ご異議なしと認めます。よって、12月の定例教育委員会会議録につきましては承認と決しました。

それでは、次に委員長報告を行います。

（委員長報告）

1月6日（土）	午前11時より、年賀交礼会に出席。
1月8日（月）	午後2時より、成人式に出席。
1月14日（日）	午前10時30分より、MOA美術館八尾児童作品展 表彰式に出席。
1月15日（月）	午前10時より、定例教育委員協議会に出席。

【委員長】 次に、教育長報告を森教育長よりお願いをいたします。

（教育長報告）

12月22日（金）	午後1時より、文化振興事業団理事会に出席。
12月29日（金）	午後4時より、職員表彰式に出席。 午後4時30分より、仕事納め式に出席。
1月5日（金）	午前10時より、仕事始め式に出席。
1月6日（土）	午前11時より、年賀交礼会に出席。
1月8日（月）	午前10時より、消防出初式に出席。 午後2時より、成人式に出席。
1月9日（火）	午前10時より、部長会に出席。
1月10日（水）	正午より、八尾地区更正保護女性会 新年交礼会に出席。
1月12日（金）	午後2時より、府都市教育長協議会 役員会・定例会に出席。
1月15日（月）	午前10時より、定例教育委員協議会に出席。
1月16日（火）	午後6時より、八尾地区保護司会 新年交礼会に出席。

【委員長】 ただいまの委員長報告並びに教育長報告につきまして、何かご質疑がございますでしょうか。

【篠原委員】 教育長報告の中で、1月12日の府都市教育長協議会役員会・定例会、それにご出席なさったんですが、その中でいわゆる話題ですね、どういう話題が中心になったか。大体想像するに、今いろいろ教育委員会のあり方とか教育再生会議等でいろいろ問題になっておりますので、その府都市教育長協議会の中でもいろいろなそういう話題が出たというふうに私は思うんですけど、ちょっとそここのところをお伝え願いませんか。

【委員長】 いかがですか。

【教育長】 それはございませんですね。毎年、年に4回ほどありまして、その中で役員会はこれ役員だけ出席するわけでございます。定例会についても、これは全教育委員さんが出席をするわけでございますけれども、具体的には事務連絡、日程調整、そういうことが中心になるわけなんです。今回はただその中で、いじめの問題で富田林で自殺をされた子どもがおりますので、その内容について報告を受けたということでございます。それと私のほうから、八尾の暴行傷害事件の関係を報告させていただきました。こういう内容で、具体的にはそういうディスカッションというのはありませんで、報告を受けたという程度でございます。

【委員長】 例えば教育長は八尾の事案を報告なさったんですけど、ほかの地域からはそういうような報告はなかったわけですか。

【教育長】 それはないですね。

【委員長】 八尾からだけですか。

【教育長】 ええ、富田林と八尾だけです。いろんな事件があった場合は、各教育長はその内容について、心配をかけたという意味での報告をさせていただきますけれどね。今回もそういう形でやられたということです。

【委員長】 そうですか。

【篠原委員】 結構です。

【委員長】 ほかにございませんか。

よろしゅうございますか。

ほかに質疑がなければ、次に進ませていただきます。

{ 議 案 審 議 }

議案審議に入ります。

1月の議案	
議案第1号	教育長の給与等に関する条例の一部改正の件
議案第2号	八尾市就学援助規則の一部改正の件
議案第3号	各種審議会委員の解嘱の件
議案第4号	八尾市立養護学校設置条例の一部改正の件

まず最初に、議案第1号「教育長の給与等に関する条例の一部改正の件」について審議をいたします。

提案理由を斉藤次長より説明願います。

【斉藤次長】 それではただいま議題となりました議案第1号「教育長の給与等に関する条例の一部改正の件」についてご説明申し上げます。

教育長の給与等に関する条例の一部改正につき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、収入役制度が廃止されることに伴いまして、規定を整備する必要が生じたことから、ご提案申し上げます。

恐れ入りますが、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

改正の主な内容としましては、教育長の給与等に関する条例第2条第2項を削り、第1項後段に、「この場合において、同条例第6条第2項中「当該特別職につき次の各号に掲げる割合」とあるのは、「100分の20」と読み替えるものとする。」を加える。

同条例本則の改正に伴い、附則の規定も改めるものでございます。

この改正につきましては、平成19年4月1日から施行いたすものでございます。

なお、本件につきましては、本日も承認賜りましたら、3月市議会に上程させていただく予定となっております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま提案理由の説明がございました。

委員の先生方、何かご質疑がございますでしょうか。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されますことによって、収入役のポストがなくなるということですね。今まで教育長は収入役の例によるというような読み替え規定があったのを新たに整備をすると、そういうふうに理解していいわけですね。

いかがですか。

よろしゅうございますか。

ご質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第1号につきまして、原案を適当と認めることに異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 よろしゅうございますか。

全委員異議なしと認めます。

よって案第1号「教育長の給与等に関する条例の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第2号「八尾市就学援助規則の一部改正の件」について審議をいたします。提案理由を藤井課長よりお願いをします。

【藤井課長】 それでは議案第2号「八尾市就学援助規則の一部改正の件」につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、八尾市就学援助規則の一部を改正するにつき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により、次のとおり委員

会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、第165回臨時国会におきまして、平成18年12月15日に新しい教育基本法が成立し、12月22日に公布、施行されましたことに伴い、八尾市就学援助規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

八尾市就学援助規則の一部改正新旧対照表をご参照願います。

改正の内容といたしましては、「教育基本法（昭和22年法律第25号）第3条」を、「教育基本法（昭和18年法律第120号）第4条」に改めるものでございます。

なお、この改正に伴いまして、現行の就学援助規則への影響はございません。

あと附則におきましては、この規則は公布の日から施行するものとするものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、提案理由の説明の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑はございますでしょうか。

【寺前職務代理者】 今、提案説明がございましたけれども、この就学援助ですね、この件について、特に生活保護でいわゆる生活保護法に基づいて受けられておる方と、それと生活保護に準ずる方ということも入っていますので、その割合がわかたらちょっと教えていただきたいとこのように思います。

【浅田参事】 説明させていただきます。

今、ご質問をいただきました生活保護に準ずる方につきましては、大体6,769名です。生活保護法に基づく方につきましては大体その1割程度、700名から800名程度の人数で、これが今年の1月11日現在の数字でございます。

以上でございます。

【寺前職務代理者】 今、参事のほうからご説明いただいて、生活保護法に基づく方が約1割程度と、いわゆる準ずる人が9割と、こういうことですね。それいわゆる小学校と中学校の児童生徒に適用されておるわけですが、小学生と中学校の割合ですか、そのあたりはいかがなものですか。

【浅田参事】 すみません、確認させていただきますけれども、小学生、中学生別で、要保護の数ということですか。

【寺前職務代理者】 いやいや、その要保護の数の人数が小学生の場合には大体何人ぐらいおられるのか。

【浅田参事】 今申し上げました、まず認定者数、準要保護の数が6,700のうちの4,600名が小学生、それから2,100名が中学生でございます。それぞれ先ほど申し上げたとおり、ほぼ1割程度が生活保護の数、要保護の数でございます。

【寺前職務代理者】 人数から言うたら大体そんなものかなと思いますわね。6年と3年ということがあって、小学生のほうは4,600ですか。それで中学校は2,100とか2,200とかおっしゃっていましたが、そういう按分ということで、いわゆる児童生徒の数、いわゆる小学校、中学校、3年間と6年間ですので、中学は私学に行かれる方もありまじょうし、そのあたりのいわゆる私学に行かれた方の適用ということについてはいかがなものになっているんですか。こちらのほうではそういう方の把握はされていない

わけですか。

【浅田参事】 就学援助制度につきましては、公立の小中学校に在籍する者に限りまので、私学の方についてはそういう補助というのはございません。

【寺前職務代理者】 そうでしたね。わかりました。結構です。

【委員長】 ほかにございませんか。

条文が変わるということで、内容等に踏み込んだ話ではないということですね。

よろしゅうございますか。

質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第2号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 よろしゅうございますか。

全委員異議なしと認めます。

よって、議案第2号「八尾市就学援助規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第3号「各種審議会委員の解嘱の件」について審議をいたします。提案理由を石田次長より説明願います。

【石田次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第3号「各種審議会委員の解嘱の件」につきましてご説明を申し上げます。

本件は、教育委員会の権限にの属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第13号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、現在委嘱いたしております各種委員会委員の選出団体からの辞任届等が提出されましたことに伴い、委員の委嘱を解く必要がありますので、このたび本案を提出し、承認を求めるものでございます。

委嘱を解く委員につきまして、お手元の委員会名簿に基づきまして、順次ご説明申し上げます。

まず八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員につきましては、平成18年10月1日から平成20年9月30日の任期で委嘱を行っておりますが、柴谷匡哉委員につきまして、平成18年12月19日付で委嘱を解くものでございます。

次に、八尾市立青少年運動広場運営委員会委員につきましては、平成18年6月1日から平成20年5月31日の任期で委嘱を行っておりますが、黒田隆光委員につきまして、平成18年12月25日付で委嘱を解くものでございます。

また、八尾市立安中青少年会館運営委員会委員につきましても、平成18年6月1日から平成20年5月31日の任期で委嘱を行っておりますが、黒田隆光委員並びに佐伯智津子委員につきまして、平成18年12月25日付でそれぞれ委員の委嘱を解くものでございます。

なお、空席が生じます各委員会は、いずれも定足数を満たしていることや、委員会の開催予定などを勘案いたしまして、現在のところ後任委員の選出は見合わせているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

【委員長】 ただいま提案理由の説明がございました。委員の先生方、何かご質疑はございますでしょうか。

各選出団体からの辞任届等が提出されたことに伴って、委員の解嘱をする必要があるということでございますが、よろしゅうございますか。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第3号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 全委員ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「各種審議会委員の解嘱の件」につきまして、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第4号「八尾市立養護学校設置条例の一部改正の件」について審議をいたします。提案理由を斉藤次長より説明願います。

【斉藤次長】 ただいま議題となりました議案第4号「八尾市立養護学校設置条例の一部改正の件」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うことを目的に、学校教育法の一部改正が行われたことによりまして、現在障害種別に設置されております盲・聾・養護学校が特別支援学校に一本化されることとなり、八尾市立養護学校設置条例の題名等を変更する必要があると、ご提案申し上げます。

恐れ入りますが、八尾市立養護学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

題名、本則及び本則の表中、「養護学校」の文言を、「特別支援学校」に改めるものでございます。

なお、本件につきましては、本日ご承認賜りましたら、3月市議会に上程させていただく予定でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑はございますでしょうか。

ご承知のように、4月から、特別支援教育が法によりスタートするわけですが、それに伴いまして、今まで「養護学校」と呼んでおりました名称が、「特別支援学校」というふうに改まると、本市の場合には市立養護学校を抱えていますので、名称をそのように改正するというところでございます。

【寺前職務代理者】 条例の改正そのものは名称変更だけということで結構なことだと思うんですけども、特別支援教育については、これ法改正に伴いまして、対象の方がふえるというふうにも報道にもございますし、そういったあたりはいかがなものですか。

【川田次長】 特別支援教育の対象者につきましては、従来の障害教育の対象は、盲・聾とか、知的障害とかでしたが、そういうものに加えまして、発達障害、ここには学習障害、LDでありますとか、ADHDの子どもたちとか、高機能自閉症等が含まれますが、その

子どもたちも対象になります。国の調査によりますと、約6.3%その子どもたちが在籍しているという形になりますので、相当数対象についてはふえていくという認識を持って、この教育に取り組まなければいけないというふうに考えております。

【寺前職務代理者】 今、次長のほうからご説明ございましたように、国の場合は平均して6%とか、今おっしゃいましたけれども、そうなればいろいろこの対応については大変であろうと、このように思います。

実際の数字がそのまま増加するのかわかりませんが、いずれにしてもかなりの数字的な増加というのは否めないと思いますし、そういったあたりの対応策について、いろいろとご苦労もされておるとは思いますけれども、何らかのそういったあたりの方法を考えておられるのか、ちょっと今の段階で結構ですけれども、ご説明願いたいと思います。

【川田次長】 学校教育法につきましては、既に改正ということで国会のほうは通過しておりますけれども、それに伴います施行令とか施行規則につきましては、先般、国のほうから事務連絡が参っております、今月中に整備をして通知をしていくと聞いております。

学校教育法そのものの改正よりも、それを運用する施行令とか施行規則のほうがこの教育の推進には非常に大きく影響すると考えておりますので、国の通知等を見ながら組織としては考えていくことが必要と思っております。

ただ本市といたしましては、4年前からこの特別支援教育への移行を視野に入れまして、国のモデル事業、あるいは推進事業を受けておりまして、その中で各学校園を巡回するチーム等のシステムを整えて、現場支援の体制づくりの準備をしまいいったところがございます。

以上でございます。

【寺前職務代理者】 今、ご説明がございましたように、本市の場合従来から介助員制度とか、あるいは派遣制度とかいうこともなさっておりますし、ある程度の準備はできているとは思いますが、法改正によりましてさらなる支援も必要になろうかなどこのように思います。

そういったあたりは次長のほうからご説明ございましたように、国あるいは府のほうからの指導に基づいて、さらには市立養護学校のあり方も含め総合的にひとつ検討、対処していただきたいとこのように思います。

以上でございます。

【委員長】 ほかにございませんか。

じゃ私のほうから一つ。八尾市立の養護学校の設置条例の一部改正で、名称も改正するということになると、本市としてはこの市立養護学校の存続ということ为前提にこういった提案がなされているというふうに理解しますが、そういうふうに理解してよろしいですか。

【松岡課長】 先ほど川田次長のほうからも答弁ございましたけれども、今後、国のほうのさまざまな規則改正等を受けまして、特別支援教育全般、今回条例提案を申し上げます現行の市立養護学校のあり方も含め、教育政策課、教育サポートセンター、指導課を中心に、教育委員会内部で検討を進めてまいりたいと考えております。

その中で、国の動向、他市の動向、大阪府の動向を踏まえ、総合的に検討をまいり

たいというふうに考えております。

【委員長】 そうしますと、そういう国の法改正の動きを受けて、まずは名称を変えるといふふうに理解していいわけですね。そういうことでよろしゅうございますか。

ご承知のように、衛星都市立の養護学校がかつては守口にもありましたし、高槻にもありました。全部それは府のほうに移管されたり廃校ということで対応したりしておりましたが、残っておりますのが堺、堺の百舌鳥養護学校、これは100名からの学校であります。それと八尾市立、これは10数名の養護学校です。八尾市立養護学校については、いわゆる就学猶予免除を受けている子どもたちに就学する権利を保障するというところでスタートをしたことはご承知のとおりであります。

そういった中で、所期の目的、すなわち府立の養護学校等が試験をして、重い子どもたちは受け入れなかったという子どもたちを、八尾は受け入れて積極的に教育をするんだということで、養護学校が設置されたわけでありましてけれども。それを存続していくということになってきますと、それなりのきちっとした説明責任が市民の皆さんにする必要があるというふうに考えております。

もう、肢体不自由養護学校や知的障害の養護学校だというような障害種別による養護学校ではありませんので、すべての子どもたちを受け入れて、特別支援教育をするという方向になっていく中で、じゃ八尾の養護学校の存在意義はどこにあるのかというあたりを、私は早急に検討いたしまして、その方針を明らかにする必要があるということ、前々から申し上げてきたところでありますが、そのあたりの審議の経過とかはどうなんでしょうか。

【川田次長】 ただいま教育政策課長のほうからもご説明ございましたらように、教育政策課、指導課、教育サポートセンターが現在この法改正を受けまして、さまざまな国からの通知文や府からの通知文をどう具体化していくかということにつきまして検討を重ねているところでございます。

今、委員長のほうからご指摘ありました点につきましては、当然この名称変更に伴いまして、八尾市立養護学校の学則につきましても検討をしていかなければいけないというふうに認識しておりますので、その論議の経過も含めまして、またこの場でご報告を申し上げたいと考えているところでございます。

【委員長】 私がお尋ねしておるのは、そういうプロジェクトチームを組んで、そういうことについて集中的に協議を進めている、検討を進めているのか、それとも先ほど言われたように運用する施行令やとか施行規則ができた段階でやるんだということなのか。そのあたりを聞いているんです。

【川田次長】 1月に国のほうからの通知文が参るという予定になっておりますので、その施行規則、施行令を踏まえて、具体的な検討に入るといふことで、昨年度来集中的に、今申しました3課の体制を組みまして協議を重ねているところでございます。

【委員長】 障害のある子どもを持つ親御さんの中からは、非常に不安というか混乱したお声を耳にすること多いわけでありまして。養護教育から特別支援教育というふうになる、養護学校の名称も変わる、そして今後のことについては具体的に八尾市の場合にはどのように取り組まれるんだろうかというようなことについての、そういう意味では切実なご心配が寄せられるわけですが。

じゃそういうことについては、至急にひとつ検討をしていただいで、八尾市の養護学校の存続ということであれば存続意義についてきちっとした説明責任が果たすことができますように、早急に準備をしていただきたいというふうに思います。

障害児教育は今大きな曲がり角に来ておりまして、ご承知のように、国連でも権利条約、いわゆる障害者差別に対する権利条約ということで、我が国も批准を求められているところでございます。そういう中で、障害児ということで、障害者ということにくっついておりましたものが、かなり幅広く受けとめていかななくてはならない。そういうターニングポイントにさしかかっていると思います。

そういう中で、過日もああった八尾で事案が起きました。特別支援教育のあり方、個々の児童に生徒に適正な特別支援教育が行われているのかどうか、アスペルガーなんかを見ましても、それが犯罪との関連でいろいろ云々されておりまして、やはりこのあたりもこの際障害児者の人権問題をベースにして、十分な検討をしていく必要があるのではないかと。

例えば今作成を急いでおります重点目標の中で、こういったことについてもきちっとある程度明記して行って、八尾の障害児教育の基本姿勢というものを明らかにしていくということも大事なことだと思いますので、至急にそのあたりの検討をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが。

このあたりはどうですか。政策課が中心になって進めていただくんですか。

【松岡課長】 本市の場合は特に他市町村と違った経過を持っているという事がまず1点ございます。また当然今回の法律改正につきまして、先ほど川田次長のほうからも説明がありましたが、モデル事業といった形での取り組みの実績もございますので、現場と私ども政策担当のほうで常に連携しながら行っていくということで、3者共同で昨年度より設置して協議を進めています。

また一方で、大阪府も当然この法の適用を受けますので、大阪府の養護学校等も当然新しい形を整えていかれますので、そういったものを見きわめる必要があると考えております。

今後、さまざまな国のほうの基本的な部分については明らかになると思いますので、そういった点も踏まえまして、さらに今後3者で一緒になって協議をしていきたいとこのように思っています。

【委員長】 八尾の障害を受けている子どもたちの教育等につきまして、教育現場はもとより教育行政においては非常に熱心に取り組んでいるというふうに、市民としても自負をしているところですが、こういうふうに時代がどんどん変わっていく、障害児教育のあり方も名称も変わり、しかもライフサイクルを踏まえた指導等が必要になってくるという時点でもありますので、そういうところでやはりきちっとしたビジョンを持ちませんことには、親としても市民としても非常に不安を持たれるのは当然のことかと思えます。可能な限りこの問題について着手を、着手はしていただいでおりますけれども、さらにそれを深めていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

ほかにご質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第4号につき、原案を適当と認めることにご異議はございませんか。

【全委員】 異議なし。

【委員長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第4号「八尾市立養護学校設置条例の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

議案審議は以上でございます。

{ 報 告 事 項 }

次に報告事項に移らせていただきます。

まず最初の報告事項ですが、第54回成人式の開催結果について、竹内課長から報告を願います。

【竹内課長】 それでは、第54回八尾市成人式の実施報告をさせていただきます。

本年の成人式は八尾市総合体育館で、平成19年1月8日に、八尾市及び八尾市教育委員会並びに選挙管理委員会の主催で開催いたしました。

当日の参加者は1,996人で、対象者の70.8%の参加率で、昨年度と比較しますと、わずかですが0.4%の増となっております。

内訳は男性が1,103人、76.9%、女性が893人、64.5%で、男性に比べて女性の参加率が低いという例年同様の傾向が見られ、女性の参加率を高める工夫が今後の課題と考えております。

なお、本年度の成人式におきましては、成人式実行委員会22人、八尾市青少年育成連絡協議会60人、八尾市女性団体連合会50人の応援をいただき、また関係各課の職員118人の多くの方々のご協力をいただき、無事終えることができました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、第54回八尾市成人式についてのご報告といたします。

【委員長】 ただいまの報告に関しまして、委員の先生方、ご意見ございますでしょうか。

【篠原委員】 八尾市の成人式について、私の周りの人たちからいろいろ感想を聞いたんですが、なかなか好評なんですよ。「八尾の成人式よかったですね」という声をかなりの数聞いております。確かに私も毎年出席させていただいて、今年もちょっと出席率がちょっとだけ上がったように報告がありました。ところがその理由としていろいろ団体その他の方々のお支えということもすばらしいと思いますけれども、年々さほど若者のマナーも、ほかの市町村から見るといいんじゃないかなと。八尾に非常に明るいニュースが非常に欲しい中では、この成人式の評価というのは一つの救いだったというふうに感じております。

以上です。

【委員長】 ほかにございませんか。

【百瀬委員】 今の篠原委員につけ加えまして、感じたことを述べさせていただきたいと思っております。

式典そのものが大変粛々と進んでいたら、その中で成人の若さに向けてのチアリーダーングを取り入れられたと。チアリーダーングそのものの元気よさ、それが将来の成人を担うその姿を特に見ていた観覧者も感じていたのではないかなと。そしてまたチアリーダーングの中に、一つ一つのきびきびした規律ある、また団体としてのそういう一つの姿その

ものが、やはり規律ある姿の中にはあんなに美しい美があるんだと、これもぜひ成人に向けてのアピールになったのではないかなと、そんな気がして見ておりました。

ぜひこれからもそういう若者に向けての、広い視野に向けての取り組みをどんどん取り入れていただきたいと、そう思っております。

以上です。

【委員長】 百瀬委員のほうからも励ましの言葉がありましたが、私、柴谷市長と一緒に一段高いステージから式を見守らせていただきましただけに、本当に式場の様子が手に取るように見えたわけです。

確かに70%からの参加率があり、多くの成人は肅々とその成人式に参加をしていた。しかし一部のほんのわずかな成人でありますけれども、やはり非常に際どいところまでの動きがあったように私は見ております。しかしながら、それを本当に適切にというか、力でもって押さえつけるとか、強引にどうこうとかというのではなくて、本当になだめるような、また理解を得ながら誘導をしておられた青少年課長を初め関係の皆さん方に、私もう本当に壇上の上から感謝をいたしました。ああいった関係者の尽力があったからこそ、八尾の成人式は評価を受けたのではないかと。そこには22名の実行委員の若者たちの姿もありましたし、市民ぐるみの力もありましたが、しかしながら、この成人式をやはり立派にやり遂げようという市の職員の皆さん方のご姿勢というものについては、本当に感激をいたしました。本当にご苦労さまでございました。感謝をいたしたいと思えます。

ほかにございませんか。

【寺前職務代理者】 1点だけお願いしたいんですけれど、招待状を入れた封書の中に、これ招待状から会場案内図とかが10数点入れられておるわけです。そういうことですね、これは。これ12、13点ぐらい入っておるわけですが。その中に、これ国民年金の書類とか選挙のしおりとかいろいろしおりの的なものが入っていますし、当然に市として選挙管理委員会あるいは教育委員会の主催ということで、当然であろうとこのように思いますが。とりわけ教育委員会関係について、これだけのいろいろのしおりとか冊子なんか入れられておる中に、教育委員会関係について1点も入れられていないので、その辺何か他市の状況とかそういったあたりも一遍工夫されて、何らかの教育関係の書類を入れていただいたらと、このように思いますけれどね。

関係者でまた相談していただいたら、協議していただいたらいいと思いますが、今後の課題として一遍ちょっと研究していただきたいとこのように思います。

【委員長】 青少年課長、22名の若者の実行委員会、この反省会はまだ済みませんでしたか。

【竹内課長】 1月の19日の金曜日に実行委員会の最終の会議を持たせていただいて、成人式のビデオ等見ていただいて、反省会をさせていただいたということで、19日で一応実行委員会は解散ということになっております。

【委員長】 どんな意見が出てまいりましたか、反省会で。

【竹内課長】 反省会の中では、やはり自分らで成人式を実施してきたという形で、やはり新成人として記念に残ると、それから実行委員会に参加してよかったという部分ですね。それと参加者の数が昨年度と比べてふえたという部分と、実行委員会で恩師の方の参加率が低い中で、どうしても参加できない恩師の方については、メッセージカードを今回入れ

させていただいて、メッセージを16名の方からいただいて、展示等をさせていただいたんですけれど。そういう部分も、それぞれ協力いただいたということで、新成人については今回実行委員会に入らせていただいて、自分らで手づくりの部分でやらせていただいて、大変よかったということで、全体的にそういう形で意見は出ていました。

以上です。

【委員長】 前の教育委員会的时候にも申しましたけれど、北海道の夕張のあの成人式が私は非常に印象的ですし、大勢の皆さんもそのことで感動をされていると思います。全国から支援の手も差し伸べられる中で、全部そのお金を使い切らないで、次の成人式に蓄えておこうと。そのあたりの若者の知恵というか熱い思いというか、これは評価に値するのではないかと思うんですけれど。

それを見ていて私が感じたことは、やはり成人式への参加ではなくて、役所のほうが準備をした成人式に参加するのではなくて、自分らの手で成人式に参画する、参加と参画は大いに違うわけでありまして、この参画するという姿勢があそこまでの成人式をつくり上げたのではないかというふうに思いました。

八尾の場合もかなり以前から成人の実行委員会をつくって、その人たちがプランを練って、いろいろ対応してくれているところがございますが、成人式への参画の意義というものをもっと深めることによって、お祭り騒ぎで寄ってきて、そして時を過ごすというのではなくて、まさに教育的にろ過された成人式になりますように、さらにステップアップを考えていただいたらありがたいのではないかと思います。

本当に夕張の成人式に学ぶことは非常に多いわけがございます。ひとつ今後のモデルとして、十分検討していただきたいと思います。

【寺前職務代理者】 先ほど僕お聞きした中で、封書の中身の中に、教育委員会関係が入っていないと、こういうふうに申し上げたんですけれども、明細を見ますと、心合寺山古墳のパンフレットが同封されていますので、ちょっと訂正をさせていただきたいなどこのように思います。

しかしそれ以外にもぜひともこれは同封すべきではなかろうかなというようなものがありますれば、ご検討願いたいなどこのように思います。

以上です。

【委員長】 八尾市の場合、八尾市の教育はいわゆる生涯学習社会をつくるということを目指しているわけでありまして、そういう意味では学校教育終わった、教育しまいだではなくて、これから生涯学習社会に自分たちは羽ばたいていくんだということになってきますと、そのあたりの啓発ということも大事になってくると思いますので、資料等についてもそういう視点も確かに考える必要があるんでしょうね。

ほかにございませんか。

意見がないようですので、以上で報告事項については終わりますが、この際教育委員の先生方に何かご発言はございますでしょうか。

【篠原委員】 私のほうから2点についてお尋ねしたいと思います。

まず第1点は、今日の朝日新聞ですが、ウイークリー教育というのをたまたま見ました。そこで、これは何かといいますと、このごろちょっと過熱ぎみの私学への受験についてであります。これは記事は主に東京が中心になっておりますが、これはもう大阪でも大都市

圏、高い受験志向というふうに書いておりました、大阪府もかなり私学の中学校受験をする児童が多くふえていくというふうなことも書かれております。

この東京の話なんですが、試験の日ですね、これはもう試験受けますから、これは欠席者が非常に多いと。そして例えば受験日だけでなく、もう風邪引かしたらあかん、受験前の2週間ほど前から休ませる親もふえてきているんじゃないかとか、そしてまた学校のほうもひどい学校になりますと、もう半数、クラスの約7割が欠席するということ、東京ではあるようですね。そうした場合のその小学校で集まる、受験しない子の扱い方、指導のあり方に非常に苦慮しているというようなこともあるんです。

こんな一つの例の紹介をしましたわけですが、この八尾市でついこの間私立の中学校の試験が終わったんですね。そのときの各小学校の実態調査ぐらいはなさっていないんじゃないかなという、私のこれ感想なんですね。例えば学校ごとによって違うと思います。何人の子どもが私学を受験しているのか。これ人数の把握、多い学校ではそのままの状態ですでに授業をしているのか、いわゆるその実態の調査を一遍してほしいというふうに思います。

そしてこれ私の個人的な意見なんですが、この傾向は、例えば仮に八尾には非常に数が少ないという結果が仮に出たとしても、年々増加していくというふうに思うんですね。どんどんどんどんと中学校は私立の中学校を受験するというふうな傾向が高まってきているというふうに思いますので、これからの将来のあり方についてもやはり何らかの手を打つといたらおかしいんですけれども、これは検討の余地があるんじゃないかなということが1点。

これについてまず、指導課関係で一遍お答えを教えてくださいませんか。

【下司課長】 失礼いたします。

ただいまご指摘になった点ですが、本市におきましては、私も新聞を読みましたが、そういった極端な例はないわけでございます。各学校の私学に進学するという状況につきましては、把握しておるところでございます。

近々の資料によりますと、小学校から中学校に私学に国立・私立に進学したパーセントは、8.8%ということで把握しております。受験者数につきましては、現在のところ把握しておらない状況でございます。今実態調査というふうなこともございますけれども、今、手持ちの部分で把握できる内容もあるかなということにつきましては、一度調べてみないといけないかなというふうに思っておるところでございます。

【篠原委員】 今、そうすると下司課長の説明によると、8%ぐらいだと、全校の6年生の。ということは余り大して学級に空席が物すごく目立つとか、あるいはふだんの授業を行うのにはそれほど支障はないというふうに判断していいですね。

そしてそういう児童に対して学校側の指導って、どういうふうに指導をなさっているのか。これはしようがないと、みんな受けるのやったら受けたいのなら受けてこいやと、そういうふうになっていると思うんですけれども。そういう私学志向の生徒に対しての学校側の指導というのは特段変わったことはないでしょうか。

【下司課長】 具体的に各学校が私学受験をする保護者等に対して、どのように指導をしておるかということでは、集約したものはございませんけれども、過去に私も小学校におりましたけれども、やっぱり中学校の教育の中身で、保護者あるいは子どもたちのほう

に返していきながら、やはり公立の小学校から中学校にというふうな形での啓発というのですか、この時期には各中学校の学校説明会も実施されておりますことから、中学校自身がやはり子どもたち、保護者に対してやっぱり八尾の教育重点目標に沿った教育活動を説明して責任を果たしながら打ち出していくというふうなことが一つ重要なことかなというふうに考えております。

【篠原委員】 これは教育が再生会議の中でもちょっと話題になったというふうに聞き及んでいるんですけど、まして公立の小学校と中学校にとって非常に大きな脅威だと思うんですね、将来に向かって。というのは一つ、どんどんどんどんこういうふうに私立の中学校のほうへ受験者が激増していくという背景の中には、我々公教育、公立学校の教育に携わる者にとっては、非常に何か深刻に受けとめなければならない大きな問題やと思うんですね。そこらのところを十分に認識していただいて、8.8%、このくらいやったら私は思いますので、どんどんどんどん20%なり30%、どんどんどんどん公立の中学校に行かないで、私学のほうに逃げていくというふうなことが起こらないように、努力すべきだというふうに思うんです。

これ、就職では何か大学生の青田刈りというような言葉を使いますが、私は学校に関しては、これ私の造語ですよ、苗代刈りだというふうに思うんです。苗代の段階から摘み取られてしまって、獲り入れられてしまうというね。そういうことのないように、やはり我々も教育委員ともども、一生懸命考えていかなあかん問題やと思います。

【委員長】 推進長、今、非常に厳しい問題を提起されたわけですが、私学志向というのが今後どのように進んでいくものなのか、予見はできますけれども、改めてお聞きしたいと思いますし、それを踏まえてやはり八尾の教育行政はどうあるべきなのかという大きいテーマについても我々は十分研究協議をしていかならんと思います。現時点において推進長のほうからひとつコメントをお願いします。

【中原推進長】 今、委員のほうからご指摘ございましたように、我々も非常に危機感を持って対応しているところでございます。東京あたりでは20数%の私学へ進学、全国レベルから比べても大阪、八尾市は10%弱というような高い状況にはあります。

この間、各学校、とりわけ中学校では生徒を集めるために何したらいいかと、やっぱり魅力のある学校をつくっていかなければならないことを言っております。それから保護者なり子どものニーズにこたえた学校をつくらなければならないということを議論もしております。そのためにやっぱり学力をしっかりつけていく、それから子どもたちが一人一人健全に育成できるような、いじめのないみんなが幸せに生きられるような学校をどうつくっていくのかというのに精いっぱいになっております。

あわせて、地域の中で子どもが育つということから、9カ年で子どもをどう育てるのかというような方向で取り組みも進めておまして、それを保護者のほうに啓発、それから情報を公開していきまして、体験入学なんかもしまして、子どもたちが心配のないように中学校へ上がってくるようにしているところでございます。

今、小学校から中学校の受験については、校長印も要らないということです。ただ私学を受験して失敗して、地元の公立中学校へ来た子どもがやっぱりダメージを受けているのが事実です。不登校になる可能性もありますし、それぞれ親御さんとは十分子どもたちの先を考えながら、地元の学校の魅力をつくりながら、来ていただける学校をつくっていき

たいということで、各校長会でも今話が出ているところでございます。前からも取り組みはしておりますが、もっと魅力ある学校をつかっていこうというような校長会での話でございますので、委員会そのテーブルに入りながら、八尾市として誇れる公立学校というのを目指していきたいというふうに考えております。

【委員長】 大変力強い決意のほどを承ったわけですが、篠原委員、いかがですか。

【篠原委員】 今、推進長からいいお言葉いただいたんですが、私、かねがね以前から魅力ある学校ということで、私の言葉では何でしたか、誇れる学校でしたかね、何かそういうことを申し上げたことがあると思います。だからこれは今私立の中学校の問題ですから、八尾の公立の中学校、各15校ですか、それぞれ我が校はこういうことを誇り、自慢できるんだというように、やはり一つずつつくってもらいたいと。これは案外いいアイデアが出てくる可能性もあるんですね。ですからまずそれを心がけていただいて、やはりそれが一つのアピールになると思うんですね。だから各自分の一つの中学校が、私の学校はこういうことは自慢できますよ、ぜひいらっしゃいとか、こういう感じの何かアピールをどんどん上げていただきたいと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【寺前職務代理者】 たまたまいじめということも今推進長のほうからお話もございましたし、篠原先生のほうから進路のことについてもご質問ございました。

そういう中で、特に今は小学校6年生の進路について非常に重要な時期にあるわけですが、いじめに遭っているんで進路を私立のほうに行かそうと思っているという方から相談を受けたこともありますし、この件については前も申し上げたわけですが、とりわけ経済的に私学のほうに私立に行けないというようなところもございます。そういった保護者の方とのいわゆる進路問題については、十分協議をしていただいて、受け皿になる中学校ですね、校区の問題もありますけれども、ある程度今は多少は融通も利くふうにもなっていますので、そういったあたりも専門的な立場からひとつご指導なりご相談にも乗っていただくと、こういうことでひとつ特にお願ひしておきたいなどこのように思います。

【篠原委員】 それではこのウイークリー教育につきましては、それで置いておきます。

もう一点は、この八尾の市政だより、教育のコラムで私が注目しているAETの紹介が出ていましたですね。その件に関しまして、1点お尋ねしたいんですが。

非常にあのコラムを読みますと、かなり成果が上がってきているというふうなことが書かれてありました。そこで、その15人のAET、小学校にも派遣されて、そして小学生も非常に喜んで学習しているということも書かれてありましたね。その例よりも少し踏み込んで、小学校に行かれたときに、小学校の英語教育ということで以前大分取り上げられましたが、そういう場合、子ども、児童だけでなく、何か取り組もうという、英語を将来教えようという学校の先生に対する指導ということに関して、AETが関与をされているのかどうかというところで一つお尋ねしたいと思います。

【委員長】 なるほど。

これは指導課長ですね。

【下司課長】 今年度から全中学校15校に、AETを配置したところであります。そのAETが校区の小学校に行くわけなんですけれども、なかなか時間的な制限がありまして、何とか打ち合わせを、次の時間どんなふうに活動を展開するのかということでは、時間外

も含めて業者のほうでAETを通じて対応をしてもらっておるところでございます。

そういった打ち合わせの中で、実際に子どもたちが楽しめるような英語活動をどう展開するのかという議論にもなるわけでありまして、そういったものを通じまして、指導方法等が小学校の先生たちのほうに返っていくというのもございます。

さらにはAETが小学校で英語活動を展開するに当たりましては、当然6年生の先生方を中心に一緒に授業をするわけですから、その中でどういうふうないわゆる教材、あるいは指導方法、あるいはAETの動作、言葉かけも含めて、改めて先生方が、ああそういうふうになれば子どもたちがこんなに乗って、英語活動に参加あるいは集中していくんだなと、あるいはゲームを通じてどういうふうに問いかけていけば、子どもたちの興味・関心が高まるのかと、そういったAETの姿から学ぶところも多い。日々の教育活動におきましては、そういうところから学んでおるのが実態ということでございます。

【篠原委員】 大体のことはわかりましたが、大体週に1回1校ということでしたね。その際に、先生方も昔に比べるとものすごく忙しくなっておられるということはようわかります。時間的な余裕もほとんどないと思うんですが、仮にAETが訪問する週1回、何か時間をみつけて、あるいは放課後の短時間、1時間足らずでもいいと思うんですけれど、何かそういうふうなお互いにコミュニケーションを取り合う、あるいはレッスンを受ける、そっちのほうでちょっと自分がこれから子どもたちに教えたいと思っておられる日本人の先生方に対する、やっぱりそういうスキルアップの機会を設けるといようなことは、これは考えられてないんでしょうか。

【下司課長】 先ほど申し上げましたけれども、かなり配置につきましては時間的な制限がございました。そのあたり、来年度に向けてもう少し余裕を持てるような時間での配置ということでは考えておりますが、これも予算との関係がございました。

そういった業者との契約内容等も今後そういった形で展開するに当たりましては、その内容を検討し、整備していかなければいけないかなというふうに考えております。

今後小学校での英語活動等を充実させるということでしたら、やはり先生方の資質の向上というのが一つの課題になってくるかなということもございます。そのあたりは研修の機会等、あるいはそれをどうAETと連携させていくのかということにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

【委員長】 よろしいですか。

ほかにありませんか。

この教育再生会議の様子が刻々と新聞、テレビ等で市民の皆さん、とりわけ保護者の皆さんに伝わっていく中で、私は我々教育委員はそういう市民の皆さんのお声をお聞きして、いかにそれを教育行政に反映するかという責務を帯びておりますだけに、市民の皆様のお声には耳をすませているところではありますが、やはり大きく教育についての不安と期待というものが入り混じって、我々のところに届いてくるというのが実態でございます。不安ということになってきますと、いじめの問題を初めとして体罰やいじめの定義を再生会議は変えていったらいいのではないかなというような提言が出てきたり、授業時間数をもっとふやすとか、ゆとりをなくするとか、5日制等についてはそれぞれの教育委員会で考えて判断したらいいとか、まだこれは国の方針として決まったわけではありませんけれども、しかし保護者や市民の皆さんにとってみれば、あたかも決まったかのように受けとめられて、それについての問い合わせがある。

例えば先ほどちょっと出ましたけれども、小学校で英語の授業が始まったということについても、非常に喜びの声が聞こえてまいります。そういう授業をぜひ授業参観で取り入れてほしいというような声も聞こえてきます反面、英語よりも国語力に力を入れなければならないけれども、八尾はどう考えているのかというようなことで心配なお声が寄せられることがあります。

こういうようなことで、何か教育について非常に不安と期待が入り混じったような中で、皆さんが一喜一憂しておられる様子が見て取れるわけであります。確かに国の方針が出てから施行令やとか施行規則というような細やかなものが出てから市としてはその方針を決めるんだということは、行政の筋でありますけれども、やはりこういうことについて論議を進めていく、そういう手順というものは私は踏んでいく必要があるというふうに考えております。

教育行政としては変える決断とともに、変えない勇気も必要でございます。例えば、こういう声も寄せられております。子どもたちが来年は職場体験ができると思っていたら、ゆとり教育がなくなって、職場体験はもうしないと先生が言うたということで、非常に肩を落としているんだと。どうしてあんなにいい体験学習をなくしていくのか、八尾はどうするのかというような声もございます。

そういうふうに、保護者の皆さん、市民の皆さんにとってみれば、教育行政のあり方をどうするのか、そういう訴えを受ける中で、変えていく決断というものもせんならんでしょうし、変えない勇気と申しますか、そういうものも持ち合わせながら教育行政を進めていかななくてはならない。それは国の方針を待つまでもなく、そのための準備態勢を整えていかななくてはならないというふうに考えておりますので、今日はたまたまそれぞれの委員から具体的な質問やご意見が聞かれましたけれども、こういうことにつきまして、どうぞ今後とも委員の皆さんもご発言をいただきたいですし、またぜひこういうことは知ってほしいというようなことにつきまして、情報をちょうだいしたいというふうに考えています。

来月のこの定例教育委員会では、教育の憲法とも言うべき重点目標について論議をすることになっております。それに向けての下準備を我々は十分していかななくてはならないと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局からもう何もございませんか。

なければ、以上をもちまして1月の定例教育委員会を終了したいと思います。

本日の署名委員には寺前委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

どうもご苦労さまでございました。

(署名) 寺前委員